

# 東近江市商工会『わくわく商品券』 取扱要領

## 【概要】

東近江市商工会では、東近江市内の消費拡大、地域経済活性化を図るために、プレミアム付き商品券を2,500セット販売します。

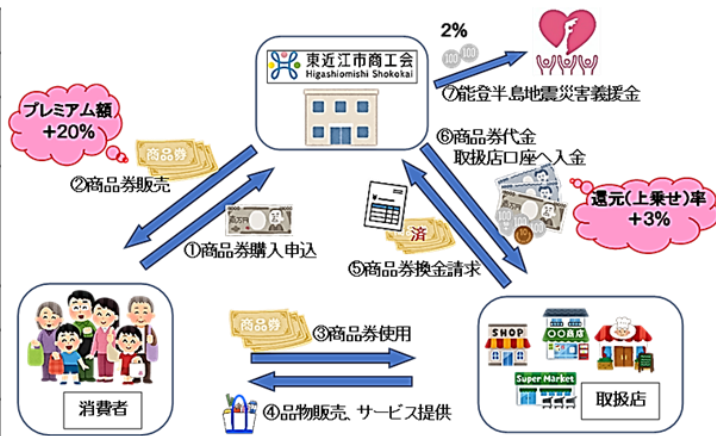
この商品券は、1セット10,000円で購入していただくと、2,000円のプレミアム分が付加され、12,000円分の商品券として使用できます。

このうち2,000円分については、店舗面積が1,000㎡以上の店舗でもご利用していただける商品券となっています。

商品券を取扱いただく事業者<大型店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗）は除く>には、商品券の換金時に換金額の3%を上乗せしてお支払いします。

その他に、商品券販売額の2%を、能登半島地震災害義援金として寄付します。

発行額	30,000,000円（プレミアム分含む）
発行数	2,500セット
販売金額	1セット10,000円 （12,000円分 1,000円券×12枚）
商品券内容	1セット12枚綴り 〔商品券内訳〕 ・小規模事業者店舗専用券 1,000円×10枚 ・全取扱店共通券 1,000円×2枚
取扱店舗等	公募により決定
使用済商品券 持込場所	東近江市商工会
入金方法	東近江市商工会から指定口座へ振込



### 1. 取扱店舗等の登録申込資格

- ・東近江市商工会の会員事業所

※ただし、店舗面積が1,000㎡を超える小売店(大規模小売店舗立地法の届出の対象となる施設)については、商品券12,000円の内、2,000円分の共通商品券のみの取扱いとなります。また、商品券換金時の換金額3%の上乗せは対象外となります。

- ・以下に当てはまる場合は資格対象外となります。

- ①<8. 商品券の利用対象とならないもの>のみを取扱う事業者
- ②反社会的勢力との関係がある、または今後反社会勢力と関係を持つ意思がある事業者
- ③過去3年以内に当商工会を任意脱退された事業者

### 2. 取扱店登録申込期限

〔1次締切〕令和6年 9月13日（金）17時まで【必着】

〔最終締切〕令和6年12月19日（木）17時まで

※取扱店舗は随時登録申込みが可能ですが、9月14日以降の申込みにつきましては、商品券販売時に配布する取扱店舗一覧表へ掲載ができません。東近江市商工会ホームページの取扱店一覧には掲載可能です。

### 3. 取扱店登録申込方法

登録申込専用フォームから申込 または 所定の「取扱店登録申込書（別紙）」に必要事項を記入のうえ、振込先が確認できる資料を添えて、東近江市商工会へ持参、または郵送、FAXでご提出ください。複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとにお申込みください。

各店・事業所の販路開拓の取組みとして商品券の利用特典を設ける場合は、取扱店登録申込書にご記入ください。

### 4. 商品券利用期間

令和6年11月10日（日）から12月31日（火）まで

### 5. 取扱店申込後の流れ

取扱店舗等には、令和6年10月28日（月）頃に、のぼり旗・ポスター・換金申込書等を送付予定です。

## 6. 取扱店舗等の広報

- ・取扱店舗等リストを作成し、東近江市商工会のホームページに掲載します。
- ・1次締切の申込期限を過ぎて申込みがあった場合は、ホームページのみの掲載となります。
- ・商品券が利用可能であることを明示するポスター等を申込書掲載住所に送付します。

## 7. 商品券の換金について

### ・換金方法

後日発送予定の換金申込書をご記入の上、使用済み商品券（商品券裏面に取扱店の印鑑を押印してください）と併せてお持込みください。

### ・換金場所

東近江市商工会

### ・換金手数料

無料

### ・換金内容

商品券換金時に換金額の3%を上乗せしてお支払いします。

ただし、大型店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗）は対象外となります。

### ・換金スケジュール

使用済み商品券の換金場所への持込み期限を2回に区切り、入金日を以下の通りに設定します。

### <換金場所への持込み期限及び入金日>

持込み期間		入金日
①令和6年11月18日（月）～11月25日（月）	⇒	①令和6年12月16日（月）
②令和7年1月6日（月）～1月15日（水）	⇒	②令和7年2月5日（水）

※令和7年1月15日（水）の持込み期限を過ぎると換金できませんので、ご注意ください。

## 8. 商品券の利用対象とならないもの

- ・国税、地方税、公共料金料等の支払い（税金、水道料金、ガス・ガソリン・灯油代金、保険料等）
- ・有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、宝くじ、乗車券、切手、はがき、印紙、電子マネーのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車料金（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ、その他金融商品
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・保険診療対象となる医療費の支払い
- ・介護保険の対象となるサービス費の支払い
- ・その他、各取扱店舗等が指定するもの

※商品券の利用できないものを各取扱店舗等で独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、商品券使用者があらかじめ認識できるように明示してください。

## 9. 取扱店舗等の責務等

- ・使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、発行者（東近江市商工会）への連絡をお願いします。
- ・利用期間中における飲食の提供、商品の売買等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ・使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

## 10. その他留意事項

- ・取扱店舗において利用期間内に限り利用可能です。
- ・商品券を現金化することはできません。また、本商品券の売買は行わないでください。
- ・商品券の利用においては、釣銭は支払わないこととなっています。
- ・商品券には偽造防止対策（商品券裏面）が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。受け取る前に商品券を確認し、破損欠損等（特にコピー等偽造の疑いがあるもの）問題のある商品券は受取らないでください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（東近江市商工会）は責を負いません。
- ・取扱店舗等において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、使用者が認識できるように明示してください。
- ・商品券の小規模事業者等店舗「専用券」は大型店では利用できないため、大型店は受け取らないでください。また、万一大型店が「専用券」受取られた場合では換金することはできません。

## 11. 取扱店舗等登録の取消等

この取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗等の登録を取消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、請求する場合があります。

## 12. 商品券の販売方法

- ・購入申込期間中に、①氏名 ②氏名フリガナ ③郵便番号 ④住所 ⑤電話番号 ⑥希望セット数 ⑦希望の引換日（会場）等を、オンライン（専用フォーム、Eメール）や書面（FAX、ハガキ等）で、東近江市商工会へ申し込んでいただき、抽選にて購入者を決定します。
- ・申込はお一人一回のみとし、お一人5セットまで。どなたでも申込可能です。
- ・販売に関する広報については、東近江市商工会ホームページ、地方紙、ケーブルTV等を活用し広報します。
- ・取扱店舗は、商品券販売のチラシ及び申込書の設置、アンケートへの回答などにご協力ください。

## 13. 商品券の購入申込期間

令和6年9月27日（金）～10月17日（木）17：00まで

## 14. 商品券購入者の抽選方法

令和6年10月24日（木）頃に、応募者の中から東近江市商工会で抽選を行い、当選者には当選ハガキ（商品券購入券）を送付します。落選の方には、通知しません。  
当選発表については、当選ハガキの発送をもって発表に代えさせていただきます。

## 15. 商品券購入（引換）方法

令和6年11月6日（水）～11月9日（土）に当選ハガキ（商品券購入券）と商品券代1セットにつき10,000円を下記の特設会場に持参いただき商品券と引換えします。  
販売（引換）日及び特設会場以外の販売は行いません。

販売（引換）日	時間	特設会場
令和6年11月6日（水）	10：00～19：00	東近江市商工会
令和6年11月7日（木）	10：00～16：00	蒲生コミュニティーセンター
令和6年11月8日（金）	10：00～16：00	能登川コミュニティーセンター
令和6年11月9日（土）	10：00～19：00	東近江市商工会

## 16. その他

商品券販売額の2%を能登半島地震災害義援金として寄付します。

※諸事情等により取扱要領に変更が生じた場合は、取扱店・事業者に通知します。

東近江市商工会HP↓

【商品券発行団体・お問い合わせ先】

東近江市商工会 〒527-0113 東近江市池庄町505番地  
TEL (0749) 45-5077 FAX (0749) 45-5088

